

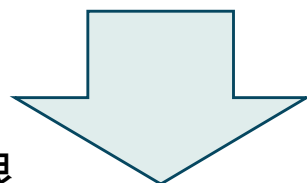
NPO法人から労働者協同組合への 組織変更について

埼玉県 雇用・人材戦略課

重要ポイント！！

NPO法人からの組織変更には期限があります

法律の施行の際に現存する企業組合又はNPO法人は、施行後3年以内に
その組織を変更し、労働者協同組合になることができると定められております（法附則第4条）。



組織変更の効力発生日の最終期限
※

令和7年9月30日

※組織変更が効力を生ずる日。組織変更計画で定める。

NPO法人から組織変更する労働者協同組合に係る特例

(附則第4条、第16条～第27条)

- ・この法律の施行の際現に存する企業組合又はNPO法人は、施行後3年以内に、総会の議決により、その組織を変更し、組合になることができる。(附則第4条関係)
- ・NPO法人は、組織変更をするには、組織変更計画を作成して、社員総会の議決により、その承認を受けなければならない。(附則第16条)
- ・NPO法人は、組織変更後に組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することにつき、行政庁の確認を受けることができる。(附則第20条)

NPO法人から組織変更する労働者協同組合に係る特例

(附則第4条、第16条～第27条)

- ・具体的には、剰余金のうち組織変更時の財産額に係るものについては、特定非営利活動に係る事業に該当する旨の行政庁の確認を受けた事業(附則第20条)によって生じた損失の補填に充てる場合のほか、使用してはならない。(附則第21条)
- ・また、毎事業年度終了後、労働者協同組合は上記財産の使用状況を行政庁に報告しなければならない。(附則第23条)
- ・解散した組合の残余財産のうち組織変更時財産の残額に相当するものは、定款で定めるところによりその帰属すべき者に帰属する。(附則第24条)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

NPO法人

労働者協同組合に組織変更効力発生日

労働者協同組合

3か月以内

(←2週間以上→) (←2週間以内→) (←1ヵ月以上→)

(← 2週間以内 →)

1

2

3

4

5

6

7

組織変更計画の作成
・
組織変更の
議決社員総会の招集

社員総会の開催

組織変更の
議決等の公告・
債権者異議手続

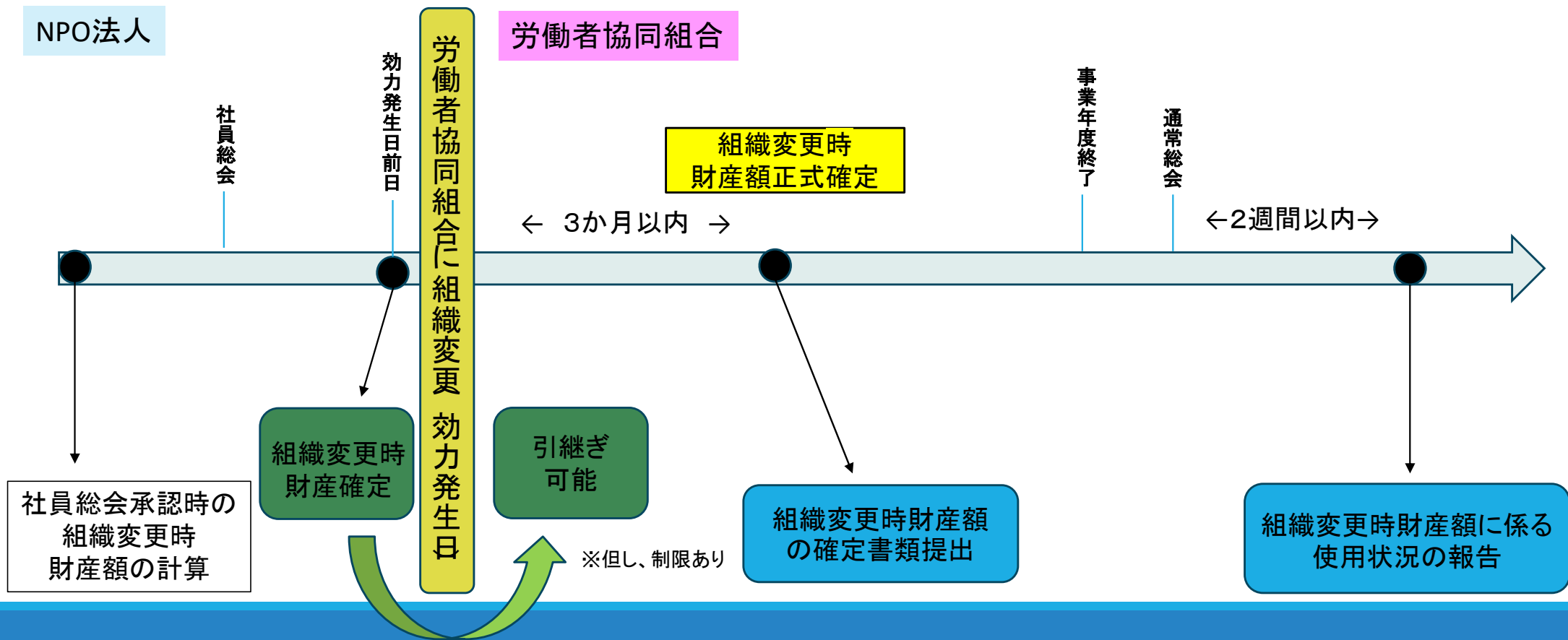
「組織変更後組合」
の出資の
第1回の払込み

組織変更登記
解散+設立
(法務局)

組織変更の
届出

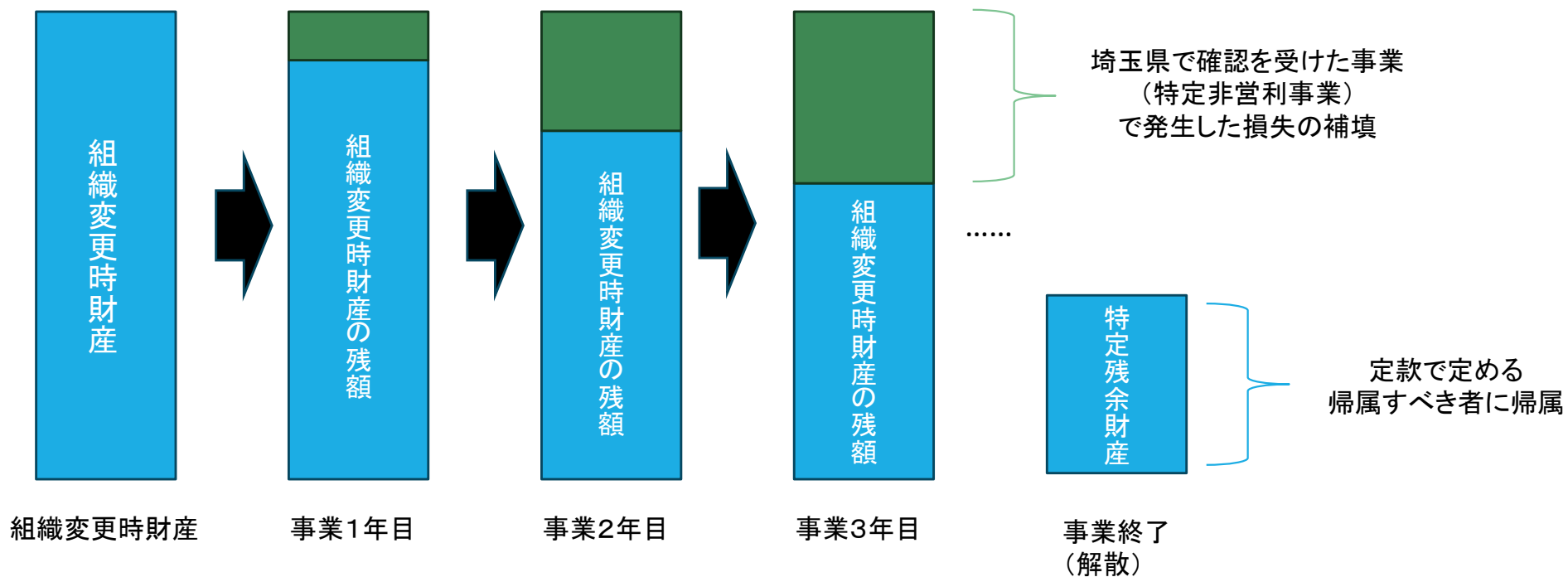
組織変更時
財産額の確定

NPO法人に係る組織変更・主な財産の流れ



構成員への分配 ×
NPO法で定める事業以外への使用 ×

組織変更時財産について



届出・申請等に関して

●県HP 労働者協同組合に係る手続き

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/tetsuzuki.html>

→主な届出・申請等に関する提出書類を掲載

●労働者協同組合法に係る手引き

tebiki8-1. <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/224131/tebiki8-1.pdfpdf>

設立・運営する際の各種手続きの参考にしてください

【お問い合わせ先】

埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当 TEL:048-830-4518

今年度の国事業について

●「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

詳細は厚生労働省HPを
御参照ください。

「知りたい！労働者協同組合法
厚生労働省」で検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン開催
参加無料
※事前申込制

地域課題を解決する 新たな選択肢

～労働者協同組合を活用した地域づくり～

2022年度からスタートした新しい法人制度「労働者協同組合（ろうきょう）」を
活用した自分らしい働き方、地域づくりが広がっています。

日時
7月23日（水）14:00-16:00

プログラム

- 労働者協同組合の概要
米岡 良晃（厚生労働省雇用環境・均等局労働者生活課 労働者協同組合業務室長）
- 基調講演
中西 大輔（労働者協同組合やさいまづくり総合研究所代表理事）
「地域課題を解決する新たな選択肢」
～労働者協同組合を活用した地域づくり～
- 事例紹介
鹿児島県大崎町の取組み
「地域おこし協力隊との連携による労働者協同組合の周知、活用の推進」
広島県広島市の取組み
「協同労働促進事業による労働者協同組合などの団体の設立・推進、
シルバー・協同労働センターとの連携」
- パネルディスカッション
2つの事例の取組みをパネルディスカッションで深めます

お知らせ

- Zoom ウェビナーを使用したセミナーとなります。
- プログラムは一部変更となる場合がございます。

主催：厚生労働省
協力：日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

セミナースケジュール

1 7/23（水）
14:00-16:00

【テーマ】市町村セミナー
「地域課題を解決する新たな選択肢」
～労働者協同組合を
活用した地域づくり～

2 9/27（土）
14:00-16:00

【テーマ】
「多様な人材が活躍できる働き方」
～労働者協同組合で
実現するダイバーシティ～

3 10/29（木）
14:00-16:00

【テーマ】
「副業・兼業・フリーランスの
協働を実現する働き方」
～労働者協同組合で広がる可能性！～

4 12/13（土）
14:00-16:00

【テーマ】
「ミドル・シニアの
働きがい向上・雇用の創出」
～労働者協同組合が活躍の舞台！～

5 1/21（水）
14:00-16:00

【テーマ】
「地球の魅力、新しい産業の創造」
～労働者協同組合で
地域を活性化～

- 事前予約制となっております。
- 【定員】200名

労働者協同組合とは



労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原則とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域の課題を解決していくという、新しい法人制度です。
設立された労働者協同組合では、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など様々な事業が行われており、多種多様な事業分野で、新たな選択肢として活用されています。

【お申込み・お問合せ】 申込締切 2025年7月21日（月）

- 特設サイトからお申込みください。
https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202501

知りたい！労働者協同組合法 厚生労働省

- 開催前日までに、お申し込み時に入力したメールアドレスに「Zoom 参加用 URL」をご案内します。万が一「Zoom 参加用 URL」が届かない場合、特設サイトのお問合せフォームからご連絡ください。



参考資料

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

①組織変更計画の作成・組織変更の議決に係る社員総会の招集

(法附則第16条、NPO法第14条の4)

- ・「組織変更が効力を生ずる日(効力発生日)」等を定めた組織変更計画を作成する。
- ・社員総会の2週間前までに、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を社員総会の招集案内と併せて通知する。

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

②組織変更の議決社員総会の開催

(法附則第5条第4項、附則第16条、附則第18条、NPO法第11条第3項、第31条の2)

- ・組織変更計画について社員総会の議決により承認する。
- ・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を条件とする。
- ・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先はNPO法人又はNPO法第11条第3項の各号に掲げられる者のうちから選定されるようにしなければならない。

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

③組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続

(法附則第6条、附則第19条、NPO法第28条の2第1項、NPO法施行規則第3条の2第2項)

- ・社員総会の議決から2週間以内に組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間(1月以上の期間)債権者が異議を述べられることも併せて官報で公告し、かつ、知れてる債権者に対し格別に催告する(定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告するときは、格別の催告は不要。)

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

- ・債権者が異議を述べたときは、弁済等を行う。

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

④「組織変更後組合」の出資の第1回の払込み (法附則第17条)

- ・遅滞なく組合員に第1回の払込みをしてもらう。

⑤組織変更登記(解散登記＋設立登記)

(法第27条、附則第12条、附則第15条第1項、附則第19条、労働者協同組合法施行令第3条第1項、第4条)

- ・効力発生日から2週間以内に、法務局への組織変更の登記(NPO法人の解散登記、組織変更後組合の設立登記)申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書その他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

⑤組織変更登記(解散登記＋設立登記)

※効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名(最初の代表理事に限る)を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

⑥組織変更の届出 (法第27条、第132条、附則第12条、附則第19条、NPO法第9条)

- ・NPO法人の所管庁(主たる事務所が所在する都道府県の知事(指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長)に対し、遅滞なく、組織変更の届出。
- ・労働者協同組合の行政庁(主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に対しては、効力発生日から2週間以内に、組織変更の届出。

(別紙1)

NPO法人に係る組織変更・主な手続きの流れ

⑦組織変更時財産額の確定 (法附則第18条、附則第23条、則附則第7条)

- ・組織変更の登記をしてから3月以内に算定日(効力発生日の前日)における額を行政庁に提出しなければならない。
- ・毎事業年度終了後、通常総会の終了の日から2週間以内に、組織変更時財産額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならない。

(別紙2)

NPO法人から組織変更した際の財産に係る制限について

(1) 組織変更時財産を使用するには、行政庁の確認が必要

(法附則第20条第21条)

・剰余金のうち組織変更時財産額(※)は原則、使用することができません。

(※NPO法人が効力発生日に解散するものとした場合において国への譲渡等を行うべきものとされる残余財産の額として算定した一定の額)

・ただし、特定非営利活動に係る事業に該当する旨の県の確認を受けた場合は、当該事業によって生じた損失の補填に充てることができます。

・この確認は、組織変更に係るNPO法人の定款と組織変更後組合の定款を比べて行います。

(別紙2)

NPO法人から組織変更した際の財産に係る制限について

(2) 確認後は、事業の区分経理が必要(法附則第22条)

- ・確認に係る事業以外の事業に関する会計は、確認に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

(3) 毎事業年度終了後、組織変更時財産額の使用状況の報告が必要 (法附則第23条)

- ・確認を受けた組織変更後組合は、毎事業年度終了後、県に対し組織変更時財産額に係る使用状況を報告しなければなりません。(毎事業年度終了後、通常総会の終了から2週間以内)

(別紙2)

NPO法人から組織変更した際の財産に係る制限について

(4) 解散後は、特定残余財産の帰属のための手続きが必要です

(法附則第24条)

- ・解散した組織変更後組合の特定残余財産(※)は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、県に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。

(※解散した組織変更後組合の残余財産のうち組織変更時財産額から行政庁の確認を受けた事業に係る損失填補額の合計額を控除して得た額)